



激動の幕末・明治維新史科

第24回 講義 大日本帝国憲法と帝国議会 (原田先生)

この写真は2月万博記念公園の白梅の撮影

3班広報担当 2023年2月21日

1 特別講座激動の幕末・明治維新史科の第24回講義が最終回を迎え、2月21日(火)開催されました。入口でいつも通り、マスク着用・確認・手消毒・検温を受けました。いつもより早く、9時50分から全員起立で、クラス代表田之口1班班長の「よろしくお願ひします」の発声ではじまりました。講義は大日本帝国憲法と帝国議会でした。講義のレジメ(大日本帝国憲法と帝国議会)を頂きました。先生が言われて、私が感じた要点のみ書きます。前回の自由民権運動のおさらいをかね大日本帝国憲法と帝国議会の予習を確認しながら行うことにします。講義終了時はクラス代表田之口1班班長の全員起立で「ありがとうございました。」と言い、お辞儀をしました。

原田先生は明治維新は江戸時代の1840年代の天保の改革から始まったがそれが失敗に終わったので、明治維新は50年間が激動のはじまりであったが大日本帝国憲法と帝国議会をもった立憲国家になったのである。ここまでが明治維新と言う。

《レジメの項目は以下の通りです》

1. 憲法制定への動き○元老院の作業○自由民権運動の草案づくり運動○憲法問題と開拓使官有物払下げ問題が錯綜○枢密院の審議○大日本憲法
 2. 大日本帝国憲法の構成：全七章、76条①天皇は統治権(1条)を持つ元首(第4条)②天皇は不可侵(第3条)③人権規定の不十分さ④自由・権利も制限付き⑤兵役の義務(第20条)⑥天皇統帥権(第11条)⑦議会の権限と対策⑧改正発議は天皇のみ
 3. 初期議会(1890～1894)＝民党の抵抗の歴史○政府は、政党内閣制を否定○憲法制定だけでは始まらなかった立憲国家への道○薩長藩閥政府の立場
- ・大日本帝国憲法は1889年(明治22年)2月11日に公布、1890年(明治23年)11月29日に施行された日本の憲法。略して「帝国憲法」、明治に発布されたことから俗称として「明治憲法」ともまた、現行の日本国憲法との対比で旧憲法とも呼ばれる。
 - ・明治維新による国家体制の変化…新政府(明治政府)が設立された。新政府は天皇の官制大権を前提として近代的な官僚制の構築を目指した。これにより、日本は、封建的な幕藩体制に基づく代表的君主政から、近代的な官僚機構を擁する直接的君主政に移行した。大日本憲法は官制大権が天皇に属すると規定している。
 - ・版籍奉還により各藩内の封建制は廃止され、人民が土地に縛り付けられることもなくなった。大日本国憲法第27条は臣民の財産権を保障し、同第22条は臣民の居住移転の自由を保障している明治5年(1872年)には徴兵制度を採用して国民皆兵となったため、士族による軍事的職業の独占は破られた。帝国憲法第19条は人民の等しい公務就任権を規定し、同第20条は兵役の義務を規定した。

- ・帝国議会（下院：「衆議院」と上院：「貴族院」の両院制）の開設に先立ち、1884年（明治17年）には「華族令」を定めて華族を「公爵」・「侯爵」・「伯爵」・「子爵」・「男爵」の5爵の爵位に再編するとともに身分的特権を与えた。の独占は破られた。このようにして武士の階級的な特権は廃止された。大日本帝国憲法34条は華族の貴族院列席特権を規定した。ここで、この憲法では臣民（国民）の三大義務は納税・教育・徴兵であり、現憲法と違って勤労が入っていなかったことになる。特権階級は、勤労しなくてもよいという意味合いがある。
- ・権力分立（三権分立）の考えを入れた七官を設置し、そのうちの一官を公議輿論の中心となる立法議事機関として議政官とすることなどを定めた。議政官は上局と下局に分かれ、上局は議定と参与で構成とし、下局は各藩の代表者1名から3名からなる貢士をその構成員とするものだった。戊辰戦争終結の見通しがつき始めると、政府は公議輿論の尊重には消極的となり、結局同年9月に議政官は廃止されてしまった。
- ・これを契機として薩長藩閥による政権運営に対する批判が噴出、これが自由民権運動となって盛り上がり、各地で政治結社が名乗りを上げた。さらにこの頃には各地で不平士族による反乱が頻発するようになり、日本の治安はきわめて悪化した。その代表的なものとしては、1874年（明治7年）佐賀の乱。1876年（明治9年）の神風連の乱、1877年（明治10年）の西南戦争などが挙げられる。1875年（明治8年）4月14日、立憲政体の詔書（漸次立憲政体樹立の詔）が渙発された。
- ・私擬憲法…1874年（明治7年）からの「自由民権運動」において、さまざまな憲法私案（私擬憲法）が各地で盛んに執筆された。しかし、政府はこれらの私擬憲法を持ち寄り議論することなく、大日本帝国憲法を起草したため、憲法に直接反映されることはなかった。政府は国民の言論と政治運動を弾圧するため、1875年（明治8年）の讒謗律、新聞紙条例、1880年（明治13年）の集会条例などさまざまな法令を定めた。1887年（明治20年）の保安条例では、民権運動家は東京より退去を強いられ、これを拒んだ者を拘束した。私擬憲法の内容についてはさまざまな研究がある。
- ・次のような「国会開設の勅諭」が発された。この勅諭では、第1に、1890年（明治23年）の国会（議会）開設を約束し、第2に、その組織や権限は政府に決めさせること（欽定憲法）を示し、第3に、これ以上の議論を止める政治休戦を説き、第四に内乱を企てる者は処罰すると警告している。
- ・1889年（明治22年）2月11日、明治天皇より「大日本憲法発布の詔勅」が出されるとともに大日本帝国憲法が発布され、国民に公表された。この憲法は天皇が黒田清隆首相に手渡すという欽定憲法の形で発布され、日本は東アジアで初めて近代憲法を有する立憲君主国家となった。また、同時に、皇室の家法である皇室典範も定められた。また、議院法、貴族院令、衆議院議員選挙法、会計法なども同時に定められた。
- ・大日本帝国憲法は第1回衆議院議員総選挙実施後の第1回帝国議会が開会された1890年（明治23年）11月29日に施行された。国民は憲法の内容が発表される前から憲法発布に沸き立ち、至る所に奉祝門やイルミネーションが飾られ、提灯行列も催された。当時の自由民権家や新聞各紙も同様に大日本帝国憲法を高く評価し、憲法発布を祝った[注釈3]。自由民権家の高田早苗は「聞きしに優る良憲法」と高く評価した。他方、福澤諭吉は主宰する『時事新報』の紙上で、「国乱」によらない憲法の発布と国会開設を驚き、好意を持って受け止めつつ、「そもそも西洋諸国に行はるる国会の起源またはその沿革を尋ぬるに、政府と人民相對し、人民の知力ようやく増進して君上の圧制を厭ひ、またこれに抵抗すべき実力を生じ、いやしくも政府をして民心を得ざる限りは内治外交ともに意のごとくならざるより、やむを得ずして次第次第に政権を分与したることなれども、今の日本にはかかる人民あることなし」として、人民の精神の自立を伴わない憲法発布や政治参加に不安を抱いている。

憲法発布式の「大礼服」か

きょう公開 京都・大聖寺

明治天皇の皇后、昭憲皇太后のロングドレス「大礼服」の修復が最終段階を迎えている。修復過程で、1889（明治22）年2月11日、大日本帝国憲法発布式の一連の行事で着用していた可能性があることもわかってきた。ドレスは12日、京都市の大聖寺で公開される。

大礼服は最も格式ある礼服。ドレスは、白地に金属のモール糸などで刺繍されている。

修復プロジェクトをまとめる中世日本研究所（京都市）によると、袖の形状などから、1890年ごろまでのドレスと考えられる。明治時代、宮中近代化のために招かれたドイツの外交官、オットマール・フォン・モールの回想録では、発布式の日に行事に臨んだ皇太后について「白地に金色の洋服」などと記されており、同日の行事が「着用した機会として最も考えられる」という。

ドレスは、皇族や公家などの女性が出家して暮らした尼門跡寺院の大聖寺で保管されてきた。公開時間は12日午前9時半～午後4時（最終受け付けは同3時半）、費用は1人3千円。（長谷文）



●の修復前の大礼服 京都市の大聖寺提供
①昭憲皇太后のポートルート
②憲法発布式之(の)圖。大日本帝国憲法の発布式を記録した8枚組の絵画のうちの1枚 宮内公文書館所蔵

つづいてONCCの教務部が来られて以下の終了式が引き続き行われました。

猪谷理事長のご挨拶につづき、お世話になった原田先生と竹束理事・佐藤CAと中野CA挨拶もされました。猪谷理事長から石橋さんに終了証書が渡され引き続き順次理事長から手渡されました。明治維新史担当の原田先生お世話になり、ありがとうございました。



猪谷理事長のご挨拶



明治維新担当の原田先生のご挨拶



CA方の最後のご挨拶